

先月号の「協同の發見」で労協センター事 業団の田嶋さんが、3月の協同組合福祉 フォーラム 2003 での厚生労働省香取照幸老 健局振興課長の発言を紹介しています。香 取氏は介護保険制度の創設に腕を振るった 若手官僚の一人で、日本の福祉制度の新し い枠組みをつくるのに力を発揮したことで 知られています。香取氏は、介護サービスへ の市場原理の導入の功罪、特に営利企業に よる福祉の限界に触れた上で、自治体や社 会福祉法人とは違って協同組合には当事者 がおり、介護保険事業の担い手として「当事 者が参加しながら事業運営を行う、あるい は当事者が参加しながら制度をつくってい くという意味で、最もふさわしい主体は協 同組合だと思う。その意味では非常に期待 するところが大きい。」と述べています。

逆に言えば、介護保険制度創設の動機に、 措置制度を中心とするこれまでの福祉制度 が「公共性」の枠の中で、そのサービスの受 け手である市民や住民といった当事者を置 き去りにしたまま存在していた、というこ とへの反省があり、介護保険制度そのもの に市民参加という理念を織り込んだ香取氏 の率直な発言ではないか、と思います。

介護保険は、国の基準で一律につくられるサービスではなく、その地域ごとに、そこに住む人たちの必要や想いを反映してつくられるものだ、という基本的な制度のあり方を改めて確認すると共に、地域に住む当事者の組織としてのワーカーズコープや

ワーカーズコレクティブ、そして生協や農協がこの事業に取り組む意味が改めて明確になったように思います。

ところで、介護保険制度は自治体を保険 者とする地方分権の制度であり、その地域 の中での福祉サービスの水準は、地域ごと の努力によって左右されてきます。従来の ように補助金を前提とした大型の介護施設 をつくり、画一的なサービスを提供するや り方では、地域全体の介護のコストは決し て下がることはなく、むしろ市民にとって も自治体にとっても負担は増大していきま す。そうではなくて、介護や援助を必要とす る人の必要に合わせた小回りのきくサービ スを広げていくことで、多少の障碍を持っ ても地域の中で暮らしていくことができる、 というのであれば、多くの人々がそのよう なサービスの充実を求めることになるで しょう。

地方分権というのは、「実は自治体が『失敗する自由』を獲得するということにほかならない。」と書くのは、このほど退任した北川正恭前三重県知事です(2003年4月6日朝日新聞朝刊「時流自論」)。つまり、自治体が国の方針に「お任せ」をし、市民が自治体に「お任せ」をしている限りは、決して何も変わらない。「失敗に学びながら責任を果たそうとする自治体があちこちに登場してこそ、地方は総体として主体的に育っていく。」のだと主張します。

同じような言葉を、最近まったく違う場

面で目にする機会がありました。精神障碍を持つ人たちの共同生活と仕事の場である、北海道・浦河の「べてるの家」の活動にずっと関わってきた浦河日赤病院の川村敏明先生は、「精神障碍者だって私たちと同じように『失敗する権利』があるんです。」と語っています(『とても普通の人たち―北海道浦河べてるの家から』四宮鉄男 北海道新聞社2002)。べてるの家についてはご存知の方も多いと思いますが、精神障碍者やアルコール中毒患者などが、自分たちの病気をすべてさらけ出し、互いの弱さを認め合い地域での新しい生き方・働き方をつくりだしている地域共同体です。

精神障碍者は様々な場面で失敗をするけれども、べてるの人々はそれを恐れません。むしろ何か問題が起こることで、自分自身と向き合い、自分の病気を見つめ、結果についての責任を引き受けるところからしか自

分たちの生きる道はない、と考えます。健常 者や医療の側からの論理で、あらかじめ何 も起こらないように薬を飲ませたり隔離を したりすることは、結果として彼らが彼ら の人生を生きることを妨げることになりま す。精神障碍者が当事者として、自分たちの 病気を研究し、自分たちが社会で生きてい くために何が必要かを考えて歩き出さない ことには、どんな医者も薬も結局のところ 役には立たないのです。

振り返って、二つのことが頭に浮かびます。ひとつは、私の関わってきた労協の事業や活動が、本当に当事者として地域に根を深く下ろしていっているのか?ということです。もうひとつは、事業や運動の継続性や安定性を重視するばかりに「失敗すること」を恐れていないか?ということです。おそらく、この二つの点に労協がこれから進むべき道のヒントがあるのではないかと考えています。

(菊地 謙)